

多賀城市運送事業者等支援金

Q&A

目次

1.申請フローチャート

2.交付の流れ

3.よくある質問

(1) 対象事業者について

(2) 対象車両について

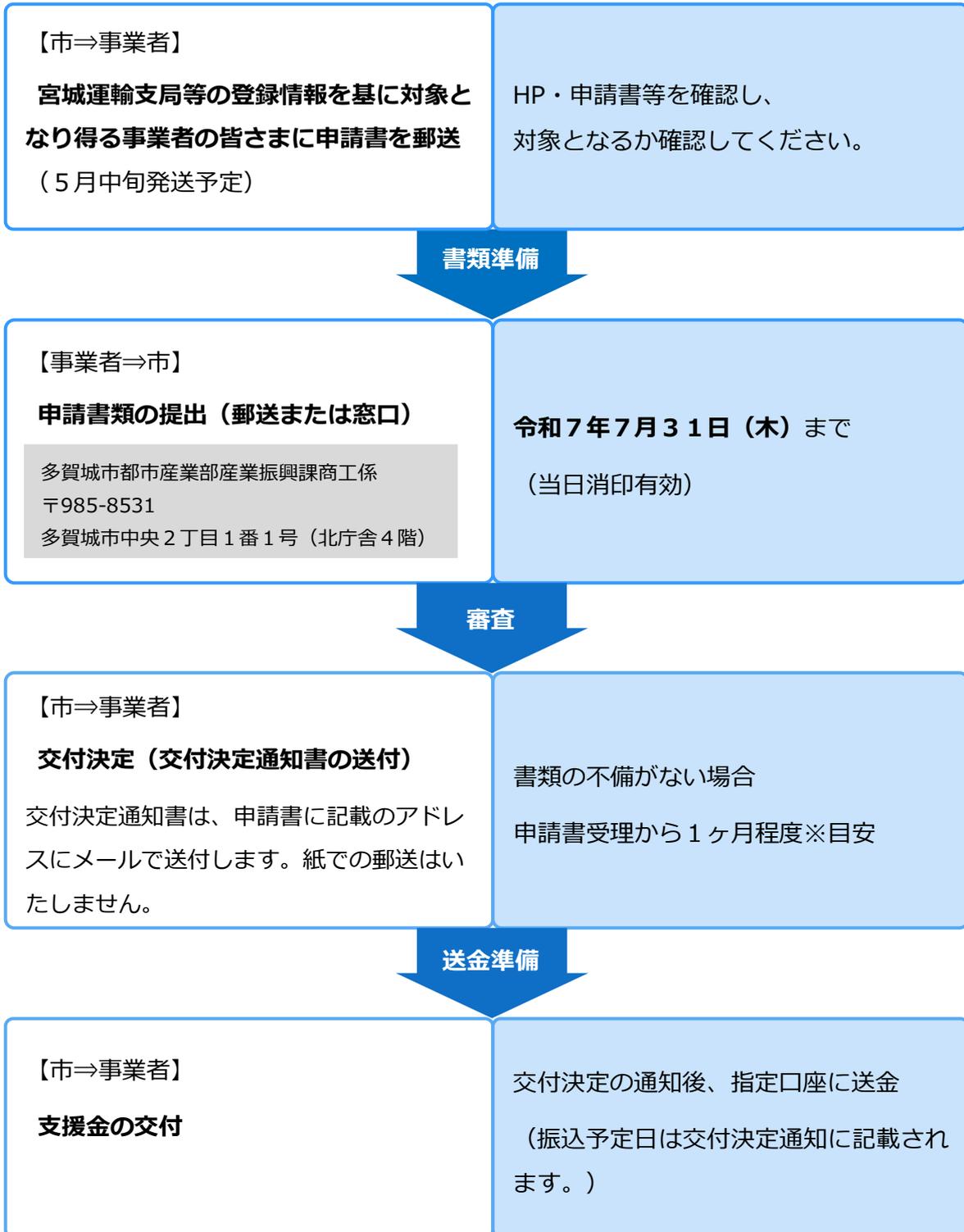
(3) 申請について

(4) 支援金について

令和7年4月22日現在

2. 交付の流れ

申請から支援金支給までの流れ



3.よくある質問

(1) 対象事業者について

Q1：対象となる事業者はどのような事業者ですか？

A1：対象となる事業者は、以下のとおりです。

- ①多賀城市内に事業所等がある中小企業者（みなし大企業を除く）または個人事業主であり、かつ「貨物自動車運送事業（トラック）」、「一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）」、「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー・介護タクシー）」、「自動車運転代行業」のいずれかの事業を営んでいること
- ②申請日時点で事業を営んでおり、今後も市内で引き続き事業を継続する意思があること
- ③市税に滞納がないこと
- ④代表者（法人は役員を含む。）が暴力団又は反社会勢力に属していないこと

※「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者です。

主たる事業が運輸業の場合は、資本金3億円以下、または、常時使用する従業員が300人以下の企業が中小企業者に該当します。

※「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業です。

- ①発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ③大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ④発行済株式の総数又は出資金額の総額を上記1から3までに該当する中小企業が所有している中小企業
- ⑤上記1から3までに該当する中小企業の役員又は従業員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業

Q2：法人で本社は多賀城市外ですが、市内に事業所があります。対象になりますか？

A2：本社でなくても市内に事業所があり、その他の要件を満たせば対象となります。

Q3：個人事業主で住所は市外、事業所は市内にあります。対象になりますか？

A3：市内に事業所があり、その他の要件を満たせば対象となります。

Q4：個人事業主で住所は市内だが、事業所が市外にあります。対象となりますか？

A4：対象となりません。市内に事業所がある方が対象となります。

Q5：大企業も対象になりますか？

A5：大企業（みなし大企業含む）は対象外です。

Q6：市税の滞納があると支援金は受けられないのでしょうか？

A6：受けられません。市税に滞納がないことが要件です。

Q7：自家用車で自社の荷物を運搬している車両は対象になりますか？

A7：対象となりません。荷主の需要に応じ、有償で自動車または軽自動車を使用して貨物を運送する許可等を受けている事業者（緑ナンバー・黒ナンバー）を対象としています。※自動車運転代行業の随伴車両のみ白ナンバー可

Q8：申請書が送られてきましたが、必ず対象になりますか？

A8：宮城運輸支局等の車両の登録情報を基に対象となり得る方に申請書をお送りしていますが、事業の継続状況や資本金、従業員数により対象とならない場合がありますので、要件を必ずご確認ください。

(2) 対象車両について

Q9：どのような車両が対象となりますか？

A9：対象車両は、以下のとおりです。

- ①令和7年4月1日時点で保有し、事業に使用しているもの
- ②自動車検査証の自家用・事業用の別が事業用のもの
※自動車運転代行業の随伴車両のみ自家用可
- ③自動車検査証の使用の本拠の位置が市内のもの
- ④有効な自動車検査証の交付を受けているもの
- ⑤被けん引車でないもの
- ⑥市の委託事業の用に限り使用する車両でないもの

Q10：令和7年4月2日以降に保有台数が増えました。対象となりますか？

A10：令和7年4月1日時点で保有している車両が対象となりますので、4月2日以降に新たに登録された車両については、対象になりません。

Q11：令和7年4月2日以降に1台廃車になりました。対象となりますか？

A11：申請時点で廃車等により登録抹消されている車両は、対象となりません。

Q12：令和7年4月2日以降に1台廃車になりましたが、その代替車両として1台車両を取得しました。対象となりますか？

A12：新旧車両合わせて対象車両1台として対象となります。

※廃車及び廃車代替購入があった場合には、申請車両一覧表（様式第2号）にその旨を付記し、代替前後の車両の自動車検査証および自動車検査証記録事項の写し、登録事項証明書（廃車車両の場合：登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書）など、車両登録時期および代替時期が分かる書類を提出してください。

Q13：申請時点で車検切れの車両は対象となりますか？

A13：車検切れ状態の車両は対象となりません。

Q14：リース車両は対象となりますか？

A14：所有者が自動車リース会社や自動車ディーラー会社であっても、車検証の使用
者の氏名又は名称が申請者名、使用の本拠の位置が市内であり、A8の要件を満
たしていれば対象となります。

Q15：電気自動車、CNG自動車、水素自動車は対象となりますか？

A15：A8の要件を満たしていれば対象となります。

Q16：二輪自動車は対象となりますか？

A16：A8の要件を満たしていれば対象となります。

Q17：ダンプ車やタンクローリー、ミキサー車等の特殊な形状の車両は対象となりま
すか？

A17：一般貨物自動車運送業・特定貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業の事
業用車両として届け出ている車両であれば、特殊な形状・仕様のトラックでも対
象となります。

Q18：大型特殊車両は対象となりますか？

A18：道路運送車両法に規定する大型特殊自動車は、一般貨物自動車運送事業・特定
貨物自動車運送事業の事業用車両として届け出ている車両であれば対象となり
ます。（建設用、農耕用等の特殊自動車は対象外です。）

Q19：小型特殊自動車は対象となりますか？

A19：道路運送車両法に規定する小型特殊自動車については、対象外です。

Q20：貨物自動車と軽貨物自動車どちらも所有している場合、両方とも対象となりま
すか？

A20：両方とも対象になります。支援金の申請は1事業者につき1回限りの申請です
ので、交付対象車両の漏れがないよう申請ください。

(3) 申請について

Q 2 1 : 申請書類はどこで入手できますか？

A 2 1 : 宮城運輸支局等の情報を基に対象となり得る事業者に申請書類を郵送しております。また、市HP「運送事業者等支援金」ページよりダウンロードもできます。

Q 2 2 : 申請方法はどのようにすればよいですか？

A 2 2 : 申請期限（令和7年7月31日）までに郵送または窓口を持参してください。
なお、持参の場合は、平日8:30～17:00（土日祝除く）に市役所北庁舎4階 産業振興課に提出してください。

Q 2 3 : 市内に複数の事業所があります。どのように申請すればよいですか？

A 2 3 : 同一法人または個人事業主からの申請は、1回限りですので、市内の事業所をとりまとめて1事業者として申請してください。

Q 2 4 : 申請時点で廃業しています。対象になりますか？

A 2 4 : 対象外です。申請日時点で廃業していないことが要件です。一時的に休業している場合は、令和7年4月1日時点で事業を営んでおり、今後、事業を再開する意思があれば対象となります。

Q 2 5 : 提出する添付書類が現在の名称や住所と異なっている場合はどうすればよいですか？

A 2 5 : 住民票や法人の登記事項証明書の写し、認可申請書等、変更前後の継続性が確認できる書類を提出してください。

Q 2 6 : 申請書類・添付書類の印刷サイズに指定はありますか？

A 2 6 : 申請書類・添付書類は、A4サイズで提出してください。

Q 2 7 : 提出書類の「対象車両一覧表（様式第 2 号）」の記載枠が足りません。どうしたらよいですか？

A 2 7 : 市 HP 「運送事業者等支援金」ページより、様式の Excel ファイルがダウンロードできますので、適宜、行を追加して使用してください。

Q 2 8 : 紙媒体の通帳がありません。どうしたらよいですか？

A 2 8 : 電子通帳等の画面コピーまたは画像で代用できます。

※金融機関コード、支店番号、口座種目、口座番号、口座名義人（カタカナ）が確認できるもの

Q 2 9 : 申請内容に不備、添付書類に不足があった場合、申請は受理されませんか？

A 2 9 : 市から申請書に記載の電話番号、メールアドレスに確認のための連絡をさせていただきます。必要に応じて、資料の追加提出をお願いします。

Q 3 0 : 申請書の所在地、代表者欄は、代表取締役または本社で記入するのでしょうか？
それとも市内にある営業所長や営業所の住所で申請するのでしょうか？

A 3 0 : 本社、営業所どちらでも申請できます。ただし、1 事業者につき 1 回限りの申請となりますので、営業所単位で申請する場合は、市内の他の営業所と別々に申請してしまわないようご注意ください。

Q 3 1 : 振込先に指定はありますか？

A 3 1 : 振込先は、法人であれば法人名義のもの、個人事業主であれば、本人名義の口座にしてください。

Q 3 2 : 申請書に印鑑を押さなくてもよいですか？

A 3 2 : 押印不要です。

Q33：「自動車検査証記録事項」とはどのようなものですか？

A33：令和5年1月より自動車検査証が電子化され、車検証に所有者および使用者の住所等の情報が記載されなくなり、電子車検証交付時に「自動車検査証記録事項」も発行されるようになりました。

お手元がない場合は、国土交通省の提供する「車検証閲覧アプリ」から印刷してください。

〈国土交通省 電子車検証特設サイト〉

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

(4) 支援金について

Q34：県等の他助成制度との重複受給はできますか？

A34：受給できます。本支援金は、国・県等との助成制度の受給による制限はありません。

Q35：支援金交付の上限額はありますか？

A35：上限はありません。

Q36：支援金は先着順ですか？

A36：申請いただいた順に審査および給付手続きを行いますので、期限内に申請するようにしてください。

Q37：申請後、交付決定や振込日の通知はありますか？

A37：交付決定の通知は、申請書に記載のメールアドレス宛てにメールで送付いたします。紙での送付ありませんので、ご了承ください。

振込日については、交付決定通知に振込予定日を記載しております。

Q38：申請から入金までどのくらいかかりますか？

A38：おおよそ1か月で支援金を振込み予定ですが、申請内容に不備がある場合や審査状況により前後します。振込み前には「交付決定通知」を送付しますので、そちらに記載の振込予定日をご確認ください。

Q39：郵送で申請する場合、受領確認の連絡はありますか？

A39：受領確認の連絡は行いませんので、必要とされる場合は、レターパック等ご自身で追跡できる方法で郵送してください。